

健診ご担当者様へのお願い

- ① 宮城労働局長より令和3年1月14日付け宮労発基0114第9号通達によって、健康診断の結果を保健機関へ提供できるようにするため、保険番号を提供いただくように協力要請がありました。今後については、申込書には保険番号の記載をお願いします。
- ② 受診料、オプション等の支払いは、銀行振込でお願いします。
- ③ 健康診断を受診する場合には、当協会に申し込み（受診の予約）を行って下さい。健診機関へ直接申し込みをすると料金が異なる場合があります。
- ④ 当初の申込みと異なる会場で受診する場合は、必ず当協会へご連絡下さい。
- ⑤ 特殊健康診断（有機溶剤・じん肺等）を受診する方には、既往歴確認の必要があることから、会社で保管している前回受診時の個人票を必ず持参させていただくようお願いします。また、業務歴記入欄が足りない場合は、ご連絡下さい。
- ⑥ 有機溶剤、特定化学物質の健康診断を受診される方は、個人票裏面の「作業環境測定の有無」に○をつけて下さい。測定有・・・管理区分1～3に○（測定結果を

年月日	年月日
作業内容	
作業環境測定の有無	(管理区分1～3)
作業時間	1日(時間)



<https://morisanho.or.jp/kankyuu.html>
作業環境測定について（委託健診機関の補足）

- ⑦ 本案内書を送付後の標準リードタイムは下記となります。
 - ・ 申込書締め切り・・・健診の3週間前まで
 - ・ 受診票の到着・・・健診の2週間前まで
 - ・ 結果の送付・・・健診の4週間後 ※特殊健康診断は6週間後

健診日の2週間前までに受診票が届かない場合や、お急ぎの場合はご連絡下さい

健康診断結果に医師の所見があった場合、3ヶ月以内に健康保持のために必要な措置について医師の意見聴取を行わなければいけません。（安衛法第66条の4）

健康診断結果は、やりっぱなしにせず、産業医や地域産業保健センターを活用

*****まだ当協会の会員になっていない事業場様は、是非この機会にご入会下さい*****